

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに従業員が活躍でき、在職者が長く安定して勤続できるよう、働きやすい職場環境の整備を図るため、下記のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年7月1日 ～ 令和9年6月30日

2. 当社の課題

これまで男女を問わず従業員を採用し、女性従業員の採用も積極的に行う中で、女性従業員の勤続年数が短い。

3. 目標と取組内容・実施時期

【目標】

女性従業員の平均勤続年数を現状1.5年から5年へ長くする。

【実施時期・取組内容】

令和4年8月～

就業規則を改正し、各従業員がリフレッシュ休暇に充てられるよう、特別休暇の制度を設ける。

令和4年8月～

老朽化しているトイレ・給湯設備を改修し、従業員にとって快適な職場環境整備を一層進める。

令和4年8月～

外部の研修機関での連続研修に従業員を積極的に派遣し、従業員のスキルアップ・キャリアアップにつなげる。